高知県土佐清水市、高知県立清水高等学校、地域医療連携推進法人清水令和会と
高知学園大学・高知学園短期大学　地域人材育成に関する包括連携協定書

（目的）

第１条　この協定は、高知県土佐清水市（以下、「土佐清水市」という。）、高知県立清水高等学校（以下、「清水高校」という。）、地域医療連携推進法人清水令和会（以下、「清水令和会」という。）及び高知学園大学・高知学園短期大学（以下、「大学」という。）が包括的な連携のもと、地域に還元できる人材を育成することを目的とする。

（協力事業）

第２条　第１条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

（１）教育及び人材育成に関すること

（２）健康・医療に関すること

（３）その他必要と認める事項

（連携協議会）

第３条　第２条に掲げる協力事業の内容及び実施については土佐清水市、清水高校、清水令和会及び大学による連携協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、協議会で協議の上で決定し実行する。

２　第１項の協議会については、年１回定期的に行うこととする。また、必要に応じて臨時的に行うことができる。

（有効期間）

第４条　本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は３年間とする。ただし、土佐清水市、清水高校、清水令和会または大学から異議の申し立てがない場合は、自動更新する。

（細則）

第５条　本協定に定める事項について疑義が生じたときまたは協定に定めのない事項について必要があるときは、協議会において協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書４通を作成し、土佐清水市、清水高校、清水令和会及び大学の各機関署名のうえ、各自その１通を保有する。

令和　８　年　８　月　２６　日

高知県土佐清水市

市長　橋本敏男

高知県立清水高等学校

校長　近藤卓

地域医療連携推進法人清水令和会

理事長　溝渕敏水

高知学園大学・高知学園短期大学

学長　山下文一